

文 教 委 員 会 資 料

陳情の審査

陳情第 8 7 号 市制 1 0 0 周年及び交通局事業 8 0 周年の記念
事業として市営トロリーバスを復元保存・活用
に関する陳情

資 料 二子塚公園のトロリーバスについて

令和 7 年 3 月 1 2 日
教 育 委 員 会 事 務 局

二子塚公園のトロリーバスについて

1 これまでの経緯

昭和26(1951)年 トロリーバス、川崎駅前～池上新田間で開業

昭和42(1967)年 市営トロリーバス全線廃止。二子第5町会会長からの要請を受けて、本市から同町会長に寄贈 ※寄贈を示す記録・資料等はない。

昭和43(1968)年 二子塚児童遊園（現：二子塚公園 高津区二子6丁目）開設、トロリーバス車両を設置その後、トロリーバスは町会関連の会合等に活用され、実質的な管理は町会が行ってきた。

平成16(2004)年 高津観光協会による塗装実施、説明板の設置

平成23(2011)年 移転に係る庁内検討を行うも、当時の町会長(譲受当時の町会長の長男)との調整で折り合わなかったため、移転に至らず。

平成29(2017)年 老朽化に伴う事故防止のため高津区道路公園センターがフェンス設置

令和 6(2024)年 町会は、事故・犯罪防止の観点から令和 6年中に撤去したい意向があり、12月に解体を予定。その後、解体直前に個人から譲受の申し出があり、町会、バス譲受当時の町会長の親族が譲渡に同意、12月21日に市外へ移転済



2 移転前の状況

- (1) 車両本体は町会により施錠され、利用されていない。周囲はフェンスで囲っていた。
- (2) 経年劣化が著しく、特徴であるトロリーポールや計器類は盗難等により欠損
- (3) 地域からは、安全性や防犯面で不安の声も上がっていた。



3 トロリーバスの文化財としての扱い

・文化財を保存・活用する手段として、本市では川崎市文化財保護条例による「指定」と川崎市地域文化財顕彰制度による「決定」があり、次の要件を全て満たす必要がある。

文化財指定の要件	二子塚公園のトロリーバス	評価
(1) 市域に所在していること。	令和6年12月に高津区内から市外に移転済	×
(2) 所有者に保存・活用があること。	譲り受けた現所有者（個人）の意向は不明	×
(3) 文化財として高い価値があること。	トロリーバスの特徴である架線から電気を取り入れるトロリーポール他、部品、計器類が欠損し、指定の重要な要素である当初の姿から大きく変容し、再現も困難	×

地域文化財決定の要件	二子塚公園のトロリーバス	評価
(1) 市域に所在、所有者の同意があること。	令和6年12月に高津区内から市外移転済。譲り受けた現所有者（個人）の意向は不明	×
(2) 地域の歴史を知る上で価値があること。	高度経済成長期に市民の足として活躍し、その後も地域で長く保管されており、本市にとって歴史的価値はある。	○
(3) 50年経過していること。	昭和26年に運行開始、その後も地域で長く保管され、50年を経過している。	○

4 陳情に対する本市の考え方

■陳情の要旨

「しかるべき場所にて復元保存し、歴史的・文化遺産として次世代へ継承していくこと」

■本市の考え方

市の所有物ではなく、現所有者の保存・活用についての意向が不明、かつ、市内に所在しないトロリーバスは、本市の条例等に基づく文化財保護制度による保存・活用は困難であると認識している。